

○証票類廃棄処分規程

制 定 平成 29. 3. 31 決裁

(目的)

第1条 この規程は、組合管理者が発行する次に掲げる証票類（以下「証票類」という。）の廃棄処分について規定することを目的とする。

- (1) 身分証票（水防公務証）
- (2) 公用負担権限証明書
- (3) 公用負担之証

(廃棄処分)

第2条 証票類が次の各号の1に該当するときは、組合管理者は、直ちに廃棄処分しなければならない。

- (1) 期間の経過又は使用済みにより不用となったとき
- (2) 破損、汚染等により使用不能又は無効となったとき
- (3) 証票類が解職、退職、又は死亡等により返還されたとき

(廃棄処分の方法)

第3条 前条の廃棄処分は、破碎（シュレッダー）の方法によらなければならない。

(関係職員の立ち合い)

第4条 管理者は、重要と認められる証票類については、その廃棄処分に相当と認める職員を立ち会わさなければならない。

(使用不能用紙の廃棄処分)

第5条 証票類の発行に際して生じた刷損じ等による使用不能の用紙は、前3条の例により廃棄処分するものとする。

(管理状況等の調査)

第6条 管理者は、必要と認めるときは、証票類の管理及び廃棄処分の状況について適宜調査することができる。

(施行の細目)

第7条 この規程の施行について必要な事項は、管理者が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日より施行する。